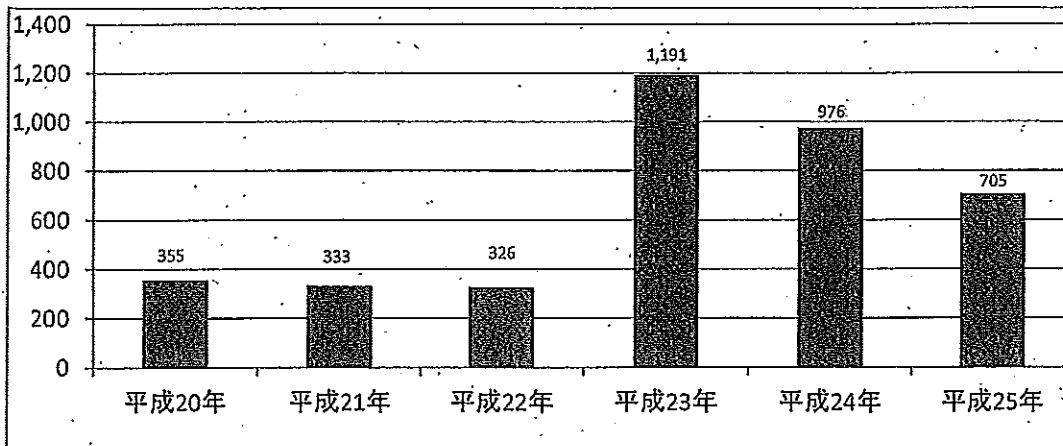


1年以上居所不明者数の推移

(単位:人)



(資料)文部科学省「学校基本調査」

1年以上居所不明者とは

1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊((略))に記載((略))されている者(昭和32年2月25日付け文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」一(4)に基づく者)。

<参考>

昭和32年2月25日付け文初財第83号文部省初等中等教育局長通達

「学齢簿および指導要録の取扱について」

- (4) 学齢児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、住民票が消除されるまでの間、その旨を異動事項欄に記入し、学齢簿の編製上、就学義務の猶予または免除のあった者と同様に別に簿冊を編製すること。

出典:文部科学省